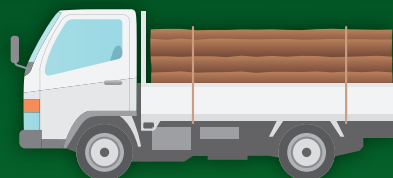


令和7年度版

林業制度金融のご案内



宮城県



木材産業等高度化推進資金

木材関連産業の合理化や林業経営の改善、木材の安定供給の確保を図るため、**運転資金を低利で融資**する制度です。

この資金を借りるためには、資金についての計画を作成し、知事の認定を受ける必要があります。

借入の対象となる方

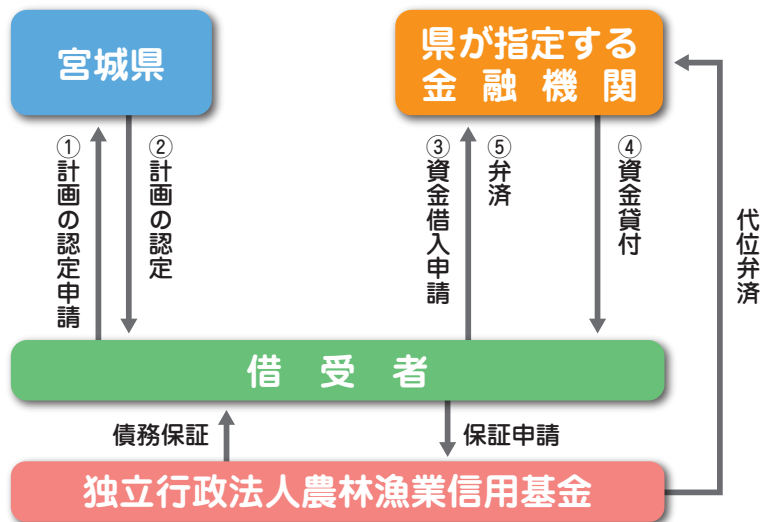
次に掲げる方で、林業経営改善計画、合理化計画又は木材安定供給確保事業計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた方

- 1 林業を営む方**（森林所有者、森林組合、素材生産業者等）
- 2 木材産業**（木材製造業、木材卸売業、木材市場業等）**に属する事業を営む方**

借入までの流れ

- ①木材産業等高度化推進資金に関する計画を作成し、管轄する地方振興事務所に申請する。
- ②現地調査、審査を経て知事が計画を認定する。
- ③指定金融機関へ借入を申し込む。
- ④金融機関の融資に関する審査を通過し、資金の貸付を受ける。
- ⑤約定日に弁済を行う。

※借入に当たり、金融機関から農林漁業信用基金の債務保証を受けるよう求められることがあります。



指定金融機関

- 1 株式会社七十七銀行**
- 2 商工組合中央金庫仙台支店**

償還期間

- 1 短期資金**
1年以内
- 2 長期資金**
5年以内（据置期間1年以内）



◎当パンフレットは資金の概要を記載していますので、資金内容、貸付対象者、貸付限度額等の詳細については裏面掲載の県の各機関へお問い合わせください。

◎貸付利率は令和7年6月2日現在のものです。短期及び長期プライムレートの変動により、利率が変更となることがあります。

■資金の内容

(令和7年6月2日現在)

計画	資金種類		貸付対象事業（資金）	協調倍率 ^(※1) ごとの 貸付利率の上限 (年%以内) ^(※2)	貸付限度額 ^(※3)
合理化計画（事業経営改善計画） に基づく資金	事業経営改善合理化資金	素材生産等 促進資金	①素材生産を行うのに必要な資金 ②素材の引取を行うのに必要な資金 ③木材製品の引取を行うのに必要な資金 ④素材等の加工を行うのに必要な資金	短期資金 (4倍) 2.00% (3倍) 1.90% (2倍) 1.70% 長期資金 (4倍) 2.40% (3倍) 2.20% (2倍) 1.85%	1億円 特認 2～5億円
		新規需要 創出資金	①素材の引取を行うのに必要な資金 ②木材製品の引取を行うのに必要な資金 ③素材等の加工を行うのに必要な資金	短期資金 (2倍) 1.70% 長期資金 (2倍) 1.85%	1億円
合理化計画（構造改善計画） に基づく資金	木材高度加工資金		①木材の加工を行うのに必要な資金 ②素材生産を行うのに必要な資金 ③素材又は木材製品の引取及び素材若しくは木材 製品の加工を行うのに必要な資金 (②、③は長期かつ安定的な供給・引取に関する 契約、協定等に基づき①の資金を借り受けようと する者に原材料となる素材又は木材製品の供給を 行うのに必要な資金に限る)	短期資金 (2倍) 1.70% 長期資金 (2倍) 1.85%	1億円 特認 2億円
林業経営改善計画 に基づく資金	林業経営改善資金	林業経営 高度化推進 資金	①造林に必要な資金 ②素材生産を請負わせるのに必要な資金	短期資金 (4倍) 2.00% 長期資金 (4倍) 2.40%	5千万円 特認 1億5千万円
		伐採・造林 一貫作業 推進資金	①素材生産を行うのに必要な資金 ②造林を行うのに必要な資金 (素材生産及び造林を一貫的に行うのに必要な資 金に限る)	短期資金 (3倍) 1.90% (2倍) 1.70% 長期資金 (3倍) 2.20% (2倍) 1.85%	1億円 特認 2億円
木材安定供給確保事業計画 に基づく資金	木材安定供給資金		①素材生産を行うのに必要な資金 ②素材の引取及び素材等の加工を行うのに必要な 資金 ③素材又は木製品の引取及び木材の流通に係る コーディネートを行うのに必要な資金 ④素材又は木材製品の輸送を行うのに必要な資金 ⑤木材製品利用事業を行うのに必要な資金	短期資金 (2倍) 1.70% 長期資金 (2倍) 1.85%	3億円 特認 4億円

(※1) 貸付利率の上限における3倍協調とは中規模事業者への貸付けの場合の利率、2倍協調とは選定経営体及び大規模事業者への貸付けの場合の利率を指す。

(※2) 80%機関保証付きの場合は、上記貸付利率から0.4%を減じる(例: 1.90%→1.50%)。

(※3) 貸付限度額における特認条件は、林野庁長官と協議して承認を受けた者に限る。

林業・木材産業改善資金

林業や木材産業経営のレベルアップにチャレンジしたいと思っている
みなさんをサポートする**無利子**の貸付金です。

資金を利用できる取組(改善措置)の内容

1 新たな**林業部門**の経営の開始

新たに素材生産事業やきのこ栽培などを開始するため、必要な機械や施設を導入する場合です。新たに長伐期施業や複層林施業を実施する場合も含まれます。また、森林認証を受けて行う林業経営も対象になります。

例 ●しいたけ栽培の開始 ●木炭生産の開始 ●複層林施業の実施 ●森林施業の受委託の実施 など

2 新たな**木材産業部門**の経営の開始

新たに集成材用ラミナの生産、合板製造、集成材製造、プレカット加工、木材市場業などを開始するため、必要な機械や施設を導入する場合です。

例 ●プレカット加工施設の導入 ●木材チップ製造機械の導入 ●割り箸製造機械の導入 など

3 林産物の新たな**生産方式**の導入

生産性の向上、品質の向上等に役立つ林業生産機械や木材加工機械を新たに導入する場合です。木材乾燥施設や木質バイオマス利用施設も含まれます。また、機械や設備だけでなく、複数の森林所有者の森林を取りまとめて森林施業の集約化を始める場合なども対象になります。

例 ●プロセッサの導入 ●木質バイオマス利用施設の導入 ●森林施業の集約化の実施 など

4 林産物の新たな**販売方式**の導入

物流コストの低減や売上高の向上等に役立つシステムや設備を導入する場合です。ITを活用した販売方式も含まれます。また、機械や設備だけでなく、量的なまとまりを確保した取引手法の導入や、製品への付加価値向上のための取組も対象になります。

例 ●グレーディングマシンの導入 ●高温型蒸気式乾燥施設の導入 ●立木の買取 など

5 林業労働に係る**安全衛生施設**の導入

防振装置付きチェーンソー、防振装置付き携帯用刈払機、電動式刈払機、自走式刈払機、自動枝打機、玉切り装置、暖房装置付き人員輸送車、振動障害予防器具、無線機器、人員輸送用モノレール、休憩施設などを導入する場合です。

例 ●暖房装置付き人員輸送車の導入 ●林業従事者が着用する安全装備品の導入 など

6 林業労働に従事する者の**福利厚生施設**の導入

休憩室、更衣室、浴場、シャワー、トイレ等を備えた施設などを導入する場合です。

例 ●シャワー施設の導入 など

具体的な資金の種類

- 現在使用している機械・施設の改良や新たな機械・施設の購入に必要な資金
- 造林を行うための資材の購入、作業道開設等に必要な資金
- 立木の取得に必要な資金
- 立木の伐採、木材の搬出を行うのに必要な資金
- 林業経営を行うために使用収益権を取得するのに必要な資金
- 森林の施業又は立木の管理を長期委託するのに必要な資金
- 能率的な経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金
- 林業経営又は木材産業経営のための調査を行うのに必要な資金
- 通信・情報処理機材の購入に必要な資金
- 森林認証の取得に必要な資金

その他、林業・木材産業の経営の改善等に必要な様々な用途に活用できます。

中古の機械・施設に対する貸付

貸付対象となる機械等については、**中古品も貸付可能**です。
ただし、償還期間中に稼働が見込まれる必要があります。

【留意事項】

- 申込の際には、メーカー等の稼働証明の添付が必要です。
- 貸付金の償還年数はメーカー等の稼働証明年数以内とします。

貸 付 対 象 者

1 林業に携わっている方

森林所有者、林業労働従事者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、素材生産業者、素材生産組合、林業経営を行う市町村など

- 会社の場合、資本金の額若しくは出資の総額が1,000万円以下のもの、又は常時使用する従業者の数が300人以下のものに限られます。

2 木材製造業などを営んでいる方

木材製造業、木材卸売業又は木材市場業を営む者とその組織する団体(木材協同組合など)

- 資本金の額若しくは出資の総額が1,000万円以下の会社、又は常時使用する従業者の数が100人以下(木材製造業を営む者にあつては、300人以下)の会社若しくは個人に限られます。
- なお、法人格のない団体も貸付を受けることは可能ですが、そのためには、その団体が構成員の加入脱退にかかわらず同一目的を有する組織体として存続し、目的、名称、事務所、資産、代表者及び総会に関する定めを備え、通常の社会関係において人格なき社團としての実体を有することが必要となります。

貸 付 条 件

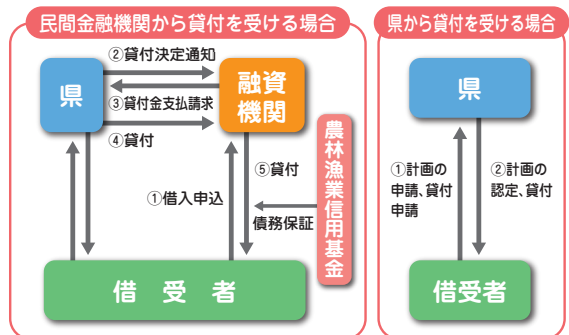
金 利	無 利 子
貸 付 限 度 額 (一借主ごと)	● 林業の場合 個人 1,500万円 会社 3,000万円 団体 5,000万円 ● 木材産業の場合 1 億円 ● 木材製造業、木材卸売業又は木材市場業に係る事業を実施する場合 ● ただし、知事が必要であると認めた場合は、上記にかかわらず知事が農林水産大臣と協議をして定めた額となります。
償 還 (据 置) 期 間	10年以内 (うち据置期間は3年以内) ※事業内容に応じて定めます。 ● 機械などを導入する場合は、耐用年数の範囲内となります。 【東日本大震災による特例】 13年以内 (うち据置期間は6年以内) ● その他法律の特例により、償還期間及び据置期間が延長される場合もあります。 ● 詳しくは5ページをご覧ください。
債 務 保 証	● 民間融資機関から貸付を受ける場合 ● 原則として、農林漁業信用基金による債務保証を受けることとなります。 ● 連帯保証人及び担保が必要な場合があります。 ● 農林漁業信用基金の債務保証を受ける場合は、出資金及び保証料が必要です。 ● 詳しくは6ページをご覧ください。 ● 県から直接貸付を受ける場合 ● 連帯保証人が1人以上必要です。また、担保が必要な場合があります。
償 還 方 法	● 原則として均等年賦支払 ● 据置期間のあるものは償還期間のうち当該据置期間経過後の期間において均等年賦支払。 ● 償還期間を1年以内とした貸付金は一時払。 ● 償還期日は毎年5月31日です。延滞した場合は、年12.25%の違約金が発生します。

貸付手続の流れ

銀行等の民間融資機関^(注1)から貸付を受ける方法と、県から直接貸付を受ける方法の2つの方法があります。いずれの場合も**まずはお近くの県地方振興事務所・地域事務所にご相談ください。**

1 民間融資機関から貸付を受ける場合

- ①貸付を希望される方は、民間金融機関に借入申込書及び貸付資格認定申請書^(注2)を提出してください。
- ②民間金融機関は貸付審査を行い、貸付資格認定申請書を県が審査し、問題がなければ貸付が決定されます。貸付決定の通知を受けたら、速やかに借用証書を提出してください。
- ③民間金融機関は借用証書を受理した後、林業・木材産業改善資金の貸付を行います。



- ^(注1) 民間融資機関とは、七十七銀行及び仙台銀行です。当該資金の取扱状況については、各融資機関又は裏面相談窓口へお問い合わせください。
- ^(注2) 貸付資格認定申請書とは、貸付を受けることを希望する事業が林業・木材産業改善資金の貸付対象として適当かどうかを県が判断するために、事業の目標、事業の内容と実施時期、事業を実施するのに必要な資金の額及び調達方法を記載していただくものです。

2 県から直接貸付を受ける場合

- ①貸付を希望される方は、貸付資格認定申請書及び貸付申請書を最寄りの森林組合、木材協同組合、地方振興事務所・地域事務所に提出してください。
- ②受理された書類は、県が審査し、問題がなければ貸付が決定されます。貸付決定の通知を受けたら、速やかに借用証書を提出してください。
- ③県は借用証書を受理した後、林業・木材産業改善資金の貸付を行います。

そ の 他

1 税制優遇

- ①本資金の貸付を受けて、森林組合等が共同利用に供する機械及び装置（1台又は1基の取得価格が330万円以上）を取得した場合、**固定資産税が取得後3年間に限り、2分の1に軽減**されます。
- ②対象 ●森林組合 ●森林組合連合会 ●協業組合 ●中小企業等協同組合（事業協同小組合、企業組合を除く）

2 償還期間の特例

東日本大震災により、市町村長その他相当な機関から、事業所又は主要な事業用資産が浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる被害を受けたこと、又は林産物（加工品を含む）の売上が平年に比して減少したことの証明を受けた方が、本資金を借り入れる場合は、**償還期間が通常の10年以内から13年以内に、据置期間が通常の3年以内から6年以内**になります。※このほか、下記①～⑥の特例による償還期間・据置期間及び⑨、⑩の据置期間についても、それぞれ3年を足した期間になります。

	根拠となる法律	対象者	償還期間	据置期間
①	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法	知事から「林業経営改善計画」の認定を受けた方	12年以内	3年以内
要件	●伐採までの期間を長期化する森林施業と、特用林産物の生産を組み合わせた新たな林業部門の経営を開始する場合 ●一体として整備することを相当とする森林において森林施業を効率的に行い、林産物の新たな生産方式を導入する場合において、当該経営又は当該方式の導入に必要な調査を行い、作業路を開設又は改良し、機械・施設・資材を購入若しくは設置するのに必要な資金を借り入れる場合			
②	林業労働力の確保の促進に関する法律	知事から「改善計画」の認定を受けた方	15年以内	3年以内
要件	●林業労働に従事する者を確保するための保健施設を設置するために必要な資金を借り入れる場合			
③	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律	農林水産大臣から「農工商等連携事業計画」の認定を受けた方	12年以内	5年以内
要件	●林業者・木材産業事業者の方が、新たな林業・木材産業部門の経営を開始し、又は林産物の新たな生産・販売方式を導入する措置を実施するのに必要な資金を借り入れる場合 ●中小企業者の方が、林業者・木材産業事業者等が実施する上記措置を支援するために必要な資金を借り入れる場合			
④	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律	農林水産大臣から「生産製造連携事業計画」の認定を受けた方	12年以内	3年以内
要件	●林業者・木材製造業者の方が、バイオ燃料製造業者の需要に的確に対応した農林漁業有機物資源の生産を図るための措置等を実施するのに必要な資金を借り入れる場合			
⑤	脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律	農林水産大臣から「木材製造高度化計画」の認定を受けた方	12年以内	3年以内
要件	●木材製造業者の方が、木材製造能力の向上に取り組み、建築物の整備に必要な木材を円滑に供給するために必要な資金を借り入れる場合			
⑥	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律	農林水産大臣から「総合化事業計画」の認定を受けた方	12年以内	5年以内
要件	●林業者等の方が、新たな林業部門の経営を開始し、又は林産物の新たな生産・販売方式を導入する措置を実施するのに必要な資金を借り入れる場合 ●促進事業者の方が、林業者等の方が実施する上記措置を支援するために必要な資金を借り入れる場合			
⑦	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法	知事から「特定増殖事業計画」の認定を受けた方	12年以内	5年以内
要件	●成長に優れた種苗の母樹の増殖を行うために必要な資金を借り入れる場合			
⑧	山村振興法	農林水産大臣・知事の同意を得た「山村振興計画」に基づく「森林資源活用型地域活性化事業」を実施する方	12年以内	5年以内
要件	●林業者・木材製造業者の方が、未利用又は利用の程度の低い森林資源を活用することにより、産業振興施策促進区域における産業の振興を図る事業（森林資源活用型地域活性化事業）を行うのに必要な資金を借り入れる場合			
⑨	木材の安定供給の確保に関する特別措置法	農林水産大臣・知事から「事業計画」の認定を受けた方	12年以内	3年以内
要件	●森林所有者の方が木材生産流通改善施設の整備をするのに必要な資金を借り入れる場合			
⑩	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法	知事から「特定植栽事業計画」の認定を受けた方	12年以内	3年以内
要件	●成長に優れた苗木の植栽を行うために必要な資金を借り入れる場合			
⑪	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進に関する法律	知事から「環境負荷低減事業活動実施計画」の認定を受けた方	12年以内	3年以内
要件	●林業者等の方が、新たな林業・木材産業部門の経営を開始し、又は林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入する措置を実施するのに必要な資金を借り入れる場合			

3 補助残貸付

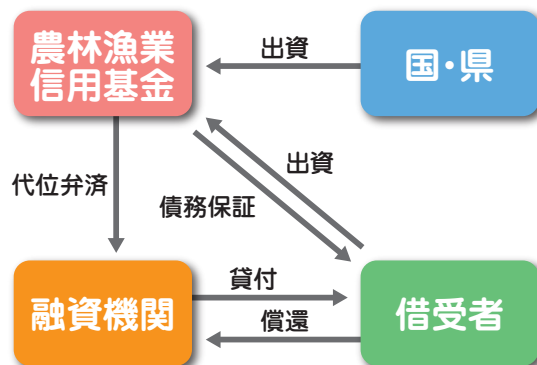
県又は市町村が独自に実施する補助事業と本資金を一体的に活用することで、当該事業が一層の効果を発揮し、かつ効率的で計画的な実施が可能と認められる場合は、本資金の貸付対象となります。

農林漁業信用基金の債務保証

農林漁業信用基金は、国、都道府県、林業者等の出資を資本として運営される保証機関です。林業者等が林業の経営改善や、事業の合理化を推進するのに必要な資金を融資機関から借り入れる場合に、基金が債務を保証します。

■保証対象資金

- 林業者等が造林又は育林、素材生産、木材・木製品の製造、薪炭生産、林業種苗生産、きのこ生産、木材卸売業を行うのに必要な運転資金及び設備資金
- 森林組合等がその直接の構成員である林業者等に対し、造林等に必要な資金を貸し付けるための資金
- 森林組合等がその直接又は間接の構成員である林業者等に対し、林業経営に必要な資材を供給するために必要な資材の購入、保管及び運搬に要する資金
- 木材産業等高度化推進資金
- 林業・木材産業改善資金(融資機関から借入する場合に限る。)



■保証対象者

- (1) 林業(木材製造業及び林業種苗生産業を含む)を営む者(会社は資本金又は出資金3億円以下、又は従業員300人以下、個人は従業員数300人以下)
- (2) 森林組合、生産森林組合、森林組合連合会及び(1)の会社又は個人が直接又は間接の構成員となっている中小企業等協同組合、農業協同組合・同連合会
- (3) 木材の卸売を営む者又は市場開設者(木材の流通の「合理化計画」を作成し、知事の認定を受けた者に限る。さらに会社の場合は資本金又は出資金1,000万円以下又は従業員数100人以下、個人は従業員数100人以下)
- (4) (3)の会社又は個人が直接又は間接の構成員となっている中小企業等協同組合(木材の流通の「合理化計画」を作成し、知事の認定を受けた者に限る。)

■保証内容

基金の保証範囲は原則として、借入金、利息及び遅延損害金の合計額の80%ですが、資金種類や条件によって100%の保証を受けられる場合があります。

■保証期間の限度

(1) 運転資金

- ① 造林、育林、薪炭生産、きのこ生産等に必要な資金3年(特認7年)
- ② 木材産業等高度化推進資金 短期資金1年/長期資金5年

(2) 設備資金

15年(ただし、林業・木材産業改善資金は10年(特認12年、13年又は15年))

■保証条件

保証を受けるには、連帯保証人及び保証額を保証倍率で除した額の出資金が必要です。また、保証額が高額の場合や財務内容等により、担保の提供が必要な場合があります。なお、宮城県の保証倍率は43.00倍(R7.4.1現在)となっております。

(例)1,000万円の保証を受ける場合の出資額 $1,000万円 \div 43.00 = 24万円$ (1万円未満切上げ)

■保証料

- (1) 林業・木材産業改善資金及び木材産業等高度化推進資金 年0.15~1.35%
- (2) (1)以外の資金 年0.20~1.80%

■代位弁済

林業者等が借入金を返済できなくなった場合、農林漁業信用基金が融資機関に対し、林業者等に代わって支払をします。

資金の借入を希望される皆さんへ

資金の借入をしようとする場合には、事前に融資機関や、最寄りの県地方振興事務所、地域事務所に十分相談されてから、必要な書類の作成を行ってください。

！ 資金の借入に当たっては、次の点に注意してください。

1 償還期限

各資金ごとに定められた償還期限(据置期間)は、その上限を示すものであって、実際には融資対象事業の効果等を考慮して必要な期間にとどめることにしています。

2 制度資金の併用

同一の施設等について、二つ以上の制度資金を併せて借り入れることはできません。

3 事前着手

貸付決定前の事前着手や事業が既に完了しているものは、貸付対象となりません。

4 法手続

関係法令の制度等に係る事業については、事前に必要な手続を終了してから申請してください。関係法令とは例えば次のものをいいます。

- ①建築基準法(第6条建築物の建築等に関する申請及び確認)
- ②水質汚濁防止法(第5条特定施設設置の届出)
- ③都市計画法
- ④消防法

5 目的外使用の禁止

資金は、借入目的以外の用途に使用できません。

6 計画変更

当初計画(事業量、事業費、事業内容等)を変更する場合は、事前に各資金ごとに所定の手続をとってください。

7 経理状況

事業の経理状況を明確にするために、資金の受入、支払に際しては、自己資金を含め、借入人名義の預金口座を利用してください。また、支払先からは必ず領収書を受け取り、償還終了まで保管してください。

8 事業完了

事業完了後は、領収書に基づき実績事業費を確認してください。また、所定の事業完了報告書(実績報告書)を提出してください。

9 貸付利率の改正

貸付利率は、令和7年6月2日現在で記載しています。金利等の変動に伴い、制度資金の貸付利率が改正されていることがありますので、借入に当たっては、融資機関に確認してください。

○林業・木材産業改善資金、木材産業等高度化推進資金の他、林業者、木材産業事業者の生産力の維持増進のための長期かつ低利な資金として、日本政策金融公庫資金があります。

相談窓口

木材産業等高度化推進資金

- 県各地方振興事務所・地域事務所
- 県林業振興課
- 宮城県木材協同組合

農林漁業信用基金の債務保証

- 農林漁業信用基金(林業部門)

林業・木材産業改善資金

- 県各地方振興事務所・地域事務所
- 県林業振興課
- 各金融機関
- 宮城県森林組合連合会、各森林組合
- 宮城県木材協同組合

日本政策金融公庫資金

- 日本政策金融公庫仙台支店
(農林水産事業)

■ 大河原地方振興事務所 林業振興部 林業振興班	0224-53-3111(代)
■ 仙台地方振興事務所 林業振興部 林業振興班	022-275-9111(代)
■ 北部地方振興事務所 林業振興部 林業振興班	0229-91-0701(代)
■ 北部地方振興事務所 栗原地域事務所 林業振興部 林業振興班	0228-22-2111(代)
■ 東部地方振興事務所 林業振興部 林業振興班	0225-95-1411(代)
■ 東部地方振興事務所 登米地域事務所 林業振興部 林業振興班	0220-22-6111(代)
■ 気仙沼地方振興事務所 林業振興部 林業振興班	0226-24-2121(代)
■ 宮城県水産林政部 林業振興課 調整班 (ホームページ https://www.pref.miyagi.jp/site/seidokinyuu/kinyuu-rin.html)	022-211-2473
■ 農林漁業信用基金(林業部門)	03-3434-7825

■ 日本政策金融公庫仙台支店(農林水産事業)
【住所】仙台市青葉区中央1-6-35東京建物仙台ビル11階
【電話】022-221-2331(代)

